

# グループホームあかり 指定認知症対応型共同生活介護事業運営規定

## (事業の目的)

第1条 医療法人社団為王会が開設する指定認知症対応型共同生活介護事業グループホームあかり（以下、「グループホームあかり」という）が行う、認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、グループホームあかりの介護従事者が要介護者で認知症症状にあるもの（当該認知症に伴って著しい精神状態を呈する者、及び当該認知症に伴って行動障害がある者、及びその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）について、その共同生活を営む住居において、利用者の有する能力に応じた入浴、排泄、食事等の介護などを家庭的な環境のもとで日常生活の介助及び機能訓練を通じて安心と尊厳のある自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的とする。

## (事業所の名称及び所在地等)

第2条 当事業所の名称、所在地は以下のとおりとする。

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 名称    | グループホームあかり       |
| (2) 開設年月日 | 平成15年12月1日       |
| (3) 所在地   | 栃木県矢板市扇町2丁目8番地34 |

## (運営の方針)

第3条 当事業所は、老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき、認知症状態によって自立した生活が困難になった要介護者に対して、家庭的な環境のもとで可能な限り共同生活を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援するものとする。

- 2 当事業所は、認知症対応型共同生活介護事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

## (職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 グループホームあかりに勤務する職種、職員数及び職務内容は以下のとおりとする。ただし、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名

管理者は、グループホームあかりの従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 計画作成担当者（兼務） 2名

計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画の作成及び苦情等の受付処理にあたる。

- (3) 介護従事者 17名以上

介護従事者は、入浴、排泄、食事、着替え等の介護や日常生活の援助、機能訓練、相談、援助などのサービスを提供する。

- 2 利用者の退去に際しては、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行う。
- 3 利用者の退去に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### (利用定員)

第5条 グループホームあかりの定員は、18名とする。

#### (入居基準)

第6条 入居申込者の入居に際しては、次の各号に適合する場合とする。

- (1) 要支援2、要介護1以上の被認定者であり、かつ認知症状態にあること。
- (2) 概ね身の自立が出来ており、共同生活を営むのに支障がないこと。
- (3) 自傷他害の恐れがないこと。
- (4) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- (5) 家庭環境等により、家庭での介護が困難であること。
- (6) 原則的には矢板市に住所のある方。

#### (入居に当たっての留意事項)

第7条 利用者は、少人数による共同生活を営むよう秩序を守ることとする。

- (1) 利用者が外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとする時は、その都度、外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出、許可を得るものとする。

- (2) 利用者の外来者との面会は、面会時間内とする。
- (3) 騒音等他の利用者の迷惑となる行為は慎むこと。
- (4) 指定場所以外で火気を用いることは禁止する。
- (5) 家具や衣類等を持ち込む場合は届け出ることとする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第8条 利用者に対して計画作成担当者が利用者の心身の状況や生活歴等を考慮して作成した介護計画に基づき各号のサービスを提供していく。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介護援助
- (2) 緊急時の対応及び日常生活上の金銭管理等の援助
- (3) 日常生活の中での機能訓練、残存機能による QOL の維持、向上のための援助
- (4) 利用者とその家族への相談援助

(利用料その他の費用の額)

第9条 法定代理受領サービスに該当する利用者に際し、その利用者から利用料の一部として居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない利用者に際し、その利用者から支払いを受ける利用料の額と居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 その他の費用の額は、別紙利用料金表のとおりとし、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその扶養者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（捺印）を受けるとする。

(地域との連携に関する事項)

第10条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所の行う認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市の職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する

者等とし、おおむね2ヵ月に1回以上開催をする。

- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

#### (協力医療機関等)

第11条 事業者は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
  - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - 二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 4 事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 5 事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 7 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 8 事業者は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携

及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

第12条 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第13条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる

る利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

- 第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第10条第2項の運営推進会議に報告する。
- 3 事業所は、利用者の身体拘束防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図るものとし、その実施状況を第10条第2項の運営推進会議に報告する。
  - (2) 身体的拘束等防止のための指針の整備
  - (3) 身体的拘束等を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(認知症ケアに関する事項)

- 第16条 事業所は、認知症に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし、定期的に研修を実施する。
- 2 認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。

(非常災害対策等)

- 第17条 グループホームあかりは、火災、地震、風水害等の非常災害に関して、具体的な対処計画を立て、それら非常災害に備えて定期的に避難、誘導、救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（緊急時の対応等）

第19条 利用者の症状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに関係医療機関に連絡を行う等の措置を講ずる。

（個人情報の取り扱いに関する事項）

第20条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 5 事業所は、施設及びその設備、人事、会計、介護サービス計画提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。

（衛生管理）

第21条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの

とする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果についてすべての従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、すべての従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、すべての従業員に対し、研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修採用後…1カ月以内

(2) 継続研修…年12回

(3) 虐待防止及び身体拘束等適正化に関する研修…年2回

(4) 権利擁護に関する研修…年2回

(5) 認知症ケアに関する研修…年2回

(6) 介護予防に関する研修…年2回

(7) 感染症に関する研修…年2回

(8) ハラスメント対策強化に関する研修…年2回

2 事業所は、従業員に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、職員の資質の向上を図るため研修の機会をもうけるものとする。

5 当事業所職員の職務条件は、医療法人社団為王会就業規則の例によるものとする。

6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団為王会と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成15年12月 1日から施行する。

この規定は、平成16年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。  
この規定は、平成19年 4月 1日から施行する。  
この規定は、平成20年 4月16日から施行する。  
この規定は、平成21年 4月16日から施行する。  
この規定は、平成21年 7月16日から施行する。  
この規定は、平成22年 4月 1日から施行する。  
この規定は、平成24年 4月16日から施行する。  
この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。